

## ジェトロ環境社会配慮ガイドラインに関する議事録抜粋(個人メモ)

前 環境社会配慮審査役 藤崎成昭

### 第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮

#### 1. 基本的な考え方

##### (2)基本方針

「…なお、その際ジェトロ調査は、相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案された提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、…」

→平成19年9月26日(水)「第15回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」の以下の議論を経て、文案の下線部分は上記のとおり確定された(議事録 pp.18-27)。

##### 3)調査における配慮事項

###### ②ステークホルダーからの情報収集等

「調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。」

→平成19年9月26日(水)「第15回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」の以下の議論を経て、文案は上記のとおり確定された(議事録 pp.33-47)。

##### (3)ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

###### ・環境社会配慮諮問委員会に関する項

「ジェトロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、専門的な立場からアドバイスを求める。」

→平成19年9月26日(水)「第15回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」の以下の議論を経て、文案は上記のとおりとあえず確定された。また、環境社会配慮諮問委員会と案件の採択(入札プロセス)に関わる審査/専門委員会の役割についても議論した(議事録 pp.47-53)。

###### ・環境社会配慮諮問委員会に関する項(承前)

「ジェトロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度以降のジェトロ調査事業に関して専門的な立場からアドバイスを求める。」

→平成19年10月2日(火)「第16回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」の以下の議論を経て、文案の下線部分が確定された(議事録 pp.39-46)。

###### ・環境社会配慮諮問委員会に関する項(承前)

###### →環境社会配慮諮問委員会の位置付け

→平成19年9月26日(水)「第15回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」で以下の通り、確認されている(議事録 pp.68-71)。

## 2. 調査の手続き及び方法

### (1) 審査・採択段階

#### ・審査/専門委員会に関する項

「ジェットロは、採択候補案件について、環境社会配慮の専門家を含む外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。」

→平成19年9月26日(水)「第15回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」の以下の議論を経て、文案は上記のとおり確定された(議事録 pp.56 -66)。

### (1) 審査・採択段階(承前)

「ジェットロは、採択案件の公示に際し、採択案件の概要、その他スクリーニング結果を案件毎に明示する」。

→平成19年9月26日(水)「第15回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」においてスクリーニングフォームの公表の是非をめぐって以下のような議論の応酬があった。(議事録 pp. 69-74)。

### (1) 審査・採択段階(承前)

→平成19年10月2日(火)「第16回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」において、「プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けない」という別紙2の記述をガイドライン本文中に含めるか、否かをめぐって議論の応酬があった(議事録 pp.20-30)。

### (3) 調査実施段階

「調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確と判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。」

「調査の実施者は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述する。」

→平成19年10月2日(火)「第16回環境社会配慮ガイドライン策定委員会」の以下の議論を経て、文案が上記の通り確定された(議事録 pp.8-20 及び議事録 pp.30-35)。